

静岡県告示第580号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年8月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 起業者の名称

静岡県厚生農業協同組合連合会
伊豆市

2 事業の種類

（仮称）静岡県厚生農業協同組合連合会リハビリテーション中伊豆温泉病院新築工事及びこれに伴う市道改良工事

3 起業地

(1) 収用の部分

静岡県伊豆市下白岩字仲通及び字水神面地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

令和2年6月30日付けで静岡県厚生農業協同組合連合会及び伊豆市から申請のあった（仮称）静岡県厚生農業協同組合連合会リハビリテーション中伊豆温泉病院新築工事及びこれに伴う市道改良工事（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業のうち、（仮称）静岡県厚生農業協同組合連合会リハビリテーション中伊豆温泉病院新築工事（以下、「本体事業」という。）は、静岡県厚生農業協同組合連合会（以下、「JA静岡厚生連」という。）が病院を設置するものであり、土地収用法第3条第24号に掲げる「医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関」に関する事業に該当する。

また、本体事業に併せて行われる市道改良工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道として同法第16条第1項に規定する道路管理者である伊豆市が、原因工事を行うJA静岡厚生連と共同して道路を整備するものであり、土地収用法第3条第1号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

申請事業は、医療法第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定めた公的医療機関の開設者であるJA静岡厚生連と市道の管理者である伊豆市が共同して、リハビリテーション中伊豆温泉病院を移転新築するとともに病院敷地に接する市道の改良工事を行うものである。

JA静岡厚生連は、定款第7条において医療に関する事業を行うこととしており、医療法に基づく病院開設の許可も必要な事項を満たしていれば得られる見込みであることから、本体事業を遂行する権能

を有すると認められる。

また、必要な財源を、自己資金、借入金、伊豆市からの補助金により確保することとしていることから、申請事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められる。

伊豆市においても、申請事業について、「静岡県厚生農業協同組合連合会のJ A静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の移転新築及び運営等に関する基本協定書」により施設の整備方針や公共インフラの整備について定めており、必要な財源を令和2年度伊豆市一般会計予算により確保していることから、申請事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現病院の病室・診察室・管理部門等の機能を持つ本館建物は、建築から50年以上が経過し、平成15年に行われた耐震診断において、耐震性能が「非常に劣る」または「劣る」とされ、「全体的な補強」または「補強には相当な困難が予想されることから、改築をも含めた検討が必要である」と判定されている。また、その他の建物についても、建築から40年以上が経過しており、同時期に行われた耐震診断の結果、耐震性能が「かなり劣る」または「劣る」とされ、「相当な補強」または「部分的な補強」が必要と判定されている。このうち一部の建物については、有事の際の緊急避難場所の確保のために平成17年に耐震補強が実施されているが、他の建物については、①そもそも本体基礎部分に耐力が不足しており、耐震補強を実施するには莫大な費用を要する、②病室内に鉄骨や耐震壁を設置することにより病室が分断され、使い勝手が悪化する、③補強工事に伴い病棟の半分を閉鎖して施工する必要がある、といったことから、医療サービスを継続して提供できないという大きな問題に直面したため新築移転を前提にしてきており、耐震対策工事は実施されていない。

現在は、平成15年の耐震診断から16年以上が経過しているため、建物の経年劣化によってI S値（建物の耐震性能を表す指標）がさらに悪化しているものと考えられる。

また、現在地は、静岡県の調査により土石流危険渓流と認められた渓流に近く、平成25年3月29日から土砂災害警戒区域に指定されている。そのため、患者の生命と身体を守る病院という観点からも現在地での建替えは困難であり、新病院建設地の確保が必須となっている。

さらに、現病院の施設等は建築から50年以上が経過しているため、老朽化が著しく、排水・給湯・温泉等の配管の腐食、天井の継ぎ目からの雨漏りといった問題が発生している。空調は、ボイラーによる全館の熱交換の冷温水循環式空調設備であるため病室ごとの温度調節ができない仕様となっており、自動運転機能も備わっていないため夜間は稼働ができず、入院患者にとって快適な環境とは言えない施設となっている。

医療環境に関しても、外来診療ブースの不足や感染症診療（隔離）スペースがないことから、医師やスタッフはスペースの確保に苦慮している。

立地に関しても、現病院は、緊急輸送路である県道伊東修善寺線から離れ、一級河川狩野川水系大見川の対岸に位置していることから、利用者にとって利便性の高い立地にあるとは言い難い状況である。また、県道伊東修善寺線から病院へ通じる道路は道幅も狭く、すれ違いに苦慮する箇所があり、

利用者の通院のほか、緊急自動車の進入にも支障が生じている。

このような状況を改善するため、JA静岡厚生連と伊豆市は、共同してリハビリテーション中伊豆温泉病院を移転新築するとともに病院敷地に接する市道の改良工事を行うこととした。

本件事業の施行により、新病院は現在の耐震基準に従った建物として整備されることとなり、現病院の耐震性能不足といった課題は解消され、患者の生命と身体を守る、安心して安全な建物となる。

現在起業地は農地として利用されているが、地表より平均2.20メートルの深さで強固な支持地盤に到達する土地であることがわかっており、土砂災害の危険がある土地には指定されていないため、災害時の緊急治療や患者収容スペース及び避難所としての機能を持たせることで患者の安全を確保することができる。

また、起業地付近は一級河川狩野川水系大見川の洪水浸水想定区域に指定されているが、病院の建物は河川から一定の距離を保った位置に建築することとしており、河岸浸食の区域外となるため、患者の安全は確保されている。

さらに、建物を新築することにより、施設整備の老朽化に係る課題、外来診療ブースの不足や感染症診療スペースがないといった問題は解消され、診療体制の充実が図られることとなる。

新病院では、自然環境を生かし心地よい川からの風を感じることができるリハビリ庭園（屋外訓練場）や法令の基準面積を満たす病室・廊下等を整備することとしているため、病院利用者に対し快適で安心・安全な環境を提供できることになるとともに、スタッフルームの充実によって医療従事者にとっても働きやすい快適な環境を提供することができるなど、労働環境の改善も図られる。

立地上の課題の改善として、起業地は、緊急輸送路である県道伊東修善寺線沿いであり道幅が狭隘な箇所はないため、病院利用者の通院や緊急自動車の進入に障害となるものもなく、正面玄関と改良道路に接する裏口の2か所の出入り口を確保することができる。

また、本体事業の施行により遮断される市道については、従来の機能の回復及び充足を図るため、関連事業として市道の改良工事を行うことにより、周辺交通体系の維持確保及び近隣住民の利用環境維持の確保が図られる。

このため、本件事業は大きく公益に資すると認められる。

なお、本件事業は、静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）等により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

起業地には、埋蔵文化財及び希少な動植物の存在は確認されていないが、起業者は、本件事業の施行に伴い希少な動植物等の存在が確認された場合には、必要な対策を講じるものとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業者は、駿東田方医療圏内の現在の医療連携体制の維持や救急対応及び患者の利便性の向上が図られるとともに、用地買収において支障の少ない場所であること等を条件に、3箇所を候補地に選定し比較検討した。その結果、県道伊東修善寺線の沿線であり交通アクセスに優れていることや土砂

災害警戒区域の外であること等を理由に申請事業の起業地を適地と判断しており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の施設は老朽化が著しく、耐震性能も不足している。また、土砂災害警戒区域内に位置していることから、できるだけ早期に移転新築整備を行う必要があると認められる。

したがって、申請事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

伊豆市健康支援課